

平成27年第2回定例会(平成27年6月26日)

観光建設水道委員会委員長

観光建設水道委員会は、去る 6月11日の本会議において 付託を受けました『議第52号 平成27年度 別府市一般会計 補正予算(第2号)』関係部分ほか3件について、6月12日に 委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について ご報告いたします。

初めに、『議第52号 平成27年度 別府市一般会計 補正予算(第2号)』関係部分についてであります。

観光課 関係部分では、当局から、静岡県浜松市で開催される「ゆるキャラ グランプリ」に出場する必要経費を計上すること、また、民間主体で行われる事業を協働で行うため、「温泉回議 i n 別府」等の開催に対し 補助金を支出するなど、関係予算に関する詳細な説明がなされました。

これに対し、委員から、「べっぴょん」の一層の周知、別府八湯全体のさらなる盛り上げを求める意見が提示されました。

次に、温泉課 関係部分では、温泉維持補修に要する経費として、湯都ピア浜脇の受変電設備を改修すること、及び亀陽泉会館の建て替えに伴い、今年度解体を行うとの説明がなされました。

次に、文化国際課 関係部分では、友好都市締結30周年を迎える中国烟台市に 公式訪問団を派遣するための特別職員等の旅費を計上する旨の説明がなされました。

これに対し、委員から、職員の派遣だけではなく 市民等、一般募集も含め、姉妹都市との交流の促進を検討してはどうかとの提案がなされ、当局から十分検討していきたい旨の答弁がなされました。

次に、商工課 関係部分では、耐震診断が義務付けられている旅館・ホテル等が改修工事を行う際の費用の負担軽減として、利子補給を行うとの説明がなされました。

これに対し、委員から対象ホテル等の数や改修工事を行うホテル等の影響について質疑がなされました。

次に、農林水産課 関係部分では、当局から、大分県が施工する県道別府一の宮線の災害防除工事に伴い、市有地の売却収入を計上し、旧慣に係る補償金を支出する旨の説明がなされました。

次に、都市政策課 関係部分では、前回、平成20年度に作成した都市計画基本図を現況に即したものに修正するため、作成委託料を計上するとの説明がなされました。

次に、都市整備課 関係部分では、道路新設・改良に関し、対象路線の整備等を行うこと、「朝日橋」等の橋りょうの長寿命化のため、整備工事を行うことなどについて、当局から詳細な説明がなされました。

これに対し、委員から橋りょうの補修整備を行うことによる長寿命の効果及び橋りょうに補修年月の記載をしてはどうか等の質疑・提言が行われ、当局から、長寿命の効果については、設置場所等にもよるが、概ね30年から50年の効果が期待でき、補修年月の記載については、今後、ホームページでの公表は可能であるが、橋りょうへの履歴記載については検討いたしたい旨の答弁がなされた次第であります。

次に、公園緑地課 関係部分では、地震や台風などの災害に備え、被害が出るおそれのある公園の改修工事を行うこと、鉄輪地獄地帯公園の複合遊具の更新等について説明がなされました。

次に、建築指導課 関係部分では、今年度12月末までに耐震診断が義務付けられた特定建築物が耐震改修を行った際にその一部を助成する費用を計上すること、及び永石アパートの解体に伴い、解体業務委託料、その他 老朽空き家に係る関連費用を計上することについて、詳細な説明が、当局からなされました。

委員からは、本市が行政代執行を行う際は、ルールをしっかりと作ること、土地所有者と十分に協議を行うこと等の意見が提示されました。

最終的に『議第52号 平成27年度 別府市一般会計 補正予算（第2号）』関係部分については、当局からなされた説明をいずれも適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく 原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、『議第57号 別府市宮亀陽泉会館の設置及び管理に関する条例の廃止について』であります。

建設から50年が経過し、老朽化した施設の建て替えに伴い、当該施設を解体するため、条例を廃止するとの説明がなされ、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、『議第58号 旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて』であります。

『議第52号 平成27年度 別府市一般会計 補正予算（第2号）』 農林水産課 関係部分の県道別府一の宮線 災害防除工事に伴い、旧慣を有する南立石財産管理委員会に補償金を支出し、この旧慣を廃止するものであるとの説明が当局からなされ、採決の結果、全員異議なく 原案のとおり 可決すべきものと決定いたしました。

最後に、『議第56号 別府市手数料条例の一部改正について』は、当局から、建築基準法の一部改正により、建築主事等が、国土交通大臣が定める基準に適合すると認めるときは、検査済証の交付を受ける前であっても、建築物を仮使

用できるとしたことに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされ、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました 議案の審査とその結果についての報告であります。